

移動支援事業について

◆制度概要◆

内 容：障がいがあり、屋外での移動が困難なかに、社会参加などで外出する際の移動支援を行います。利用者は、かかった費用の1割を負担します。

対 象：①身体障害者手帳の交付を受けているかたのうち、当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄が第1種に該当しているかた
②療育手帳の交付を受けているかたのうち、障がいの程度がAの判定を受けているかた又は知的障がいについてそれに準ずる重度の判定を受けているかた
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたのうち、障害等級が1級又は2級に該当しているかた

外出種類：利用できる外出

- ・官公署用務
- ・冠婚葬祭
- ・教育・文化的活動
- ・町内・地域活動
- ・大会その他の社会参加

利用できない外出

- ・通院のための外出
- ・通学・通勤等、継続性のある外出
- ・経済活動に係る外出
- ・社会通念上、適当でない外出

利用方法：(申請) 利用者は、秋田市障がい福祉課の窓口で「移動支援」の申請手続きをします。

↓

(決定・通知) 市は、申請に基づき決定を行い、利用者へ通知します。

↓

(契約) 利用者は、通知が届いたら、利用したい事業者と契約します。

↓

(利用・支払) 利用者は、サービスを受けたら、費用の1割を事業者へ支払います。事業者は、残りの費用を市役所に請求します。

高齢者コインバスの導入について


◆制度概要◆

内 容：秋田中央交通株式会社が運行する市内の路線バスと秋田市マイタウン・バスに100円（現金）で乗車できます。

対 象：満68歳以上の高齢者

利用方法：秋田市長寿福祉課などの窓口で
本人が「コインバス資格証明書」
の交付申請手続きをします。

コインバス資格証明書	
受 住 所	秋田市 山王一丁目1-1
給 氏 名	秋田 花子 見
者 生年月日	昭和13年12月15日
発行機関名 および印	秋 田 市 長
交付年月日	平成〇〇年〇月〇日



バスに乗るとき



整理券を取ってバスに乗ります。

バスから降りるとき



証明書を乗務員に掲示し、100円と整理券を料金箱に入れます。

◆制度の導入時期◆

平成23年10月1日～（対象は満70歳以上）

平成25年10月1日～（対象を満68歳以上に拡大）

バス福祉乗車証の交付について

◆制度概要◆

内 容：秋田中央交通株式会社が運行する市内の路線バスと秋田市マイタウン・バスに無料で乗車できます。

対 象：身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちのかた

利用方法：秋田市障がい福祉課の窓口で「福祉特別乗車証（バス券）」の交付申請手続きをします。バス降車時に、手帳と福祉特別乗車証を掲示します。

精神障がい者のためのバス割引制度について

◆制度概要◆

内 容：通院や通所のために利用する時に限り、秋田中央交通株式会社が運行する市内の路線バスと秋田市マイタウン・バスに無料で乗車できます。

対 象：精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

利用方法：秋田市健康管理課の窓口で「福祉特別乗車証（バス券）」の交付申請手続きをします。バス降車時に、手帳と福祉特別乗車証を掲示します。